

## 数値目標に関する追加分析等について(案)

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

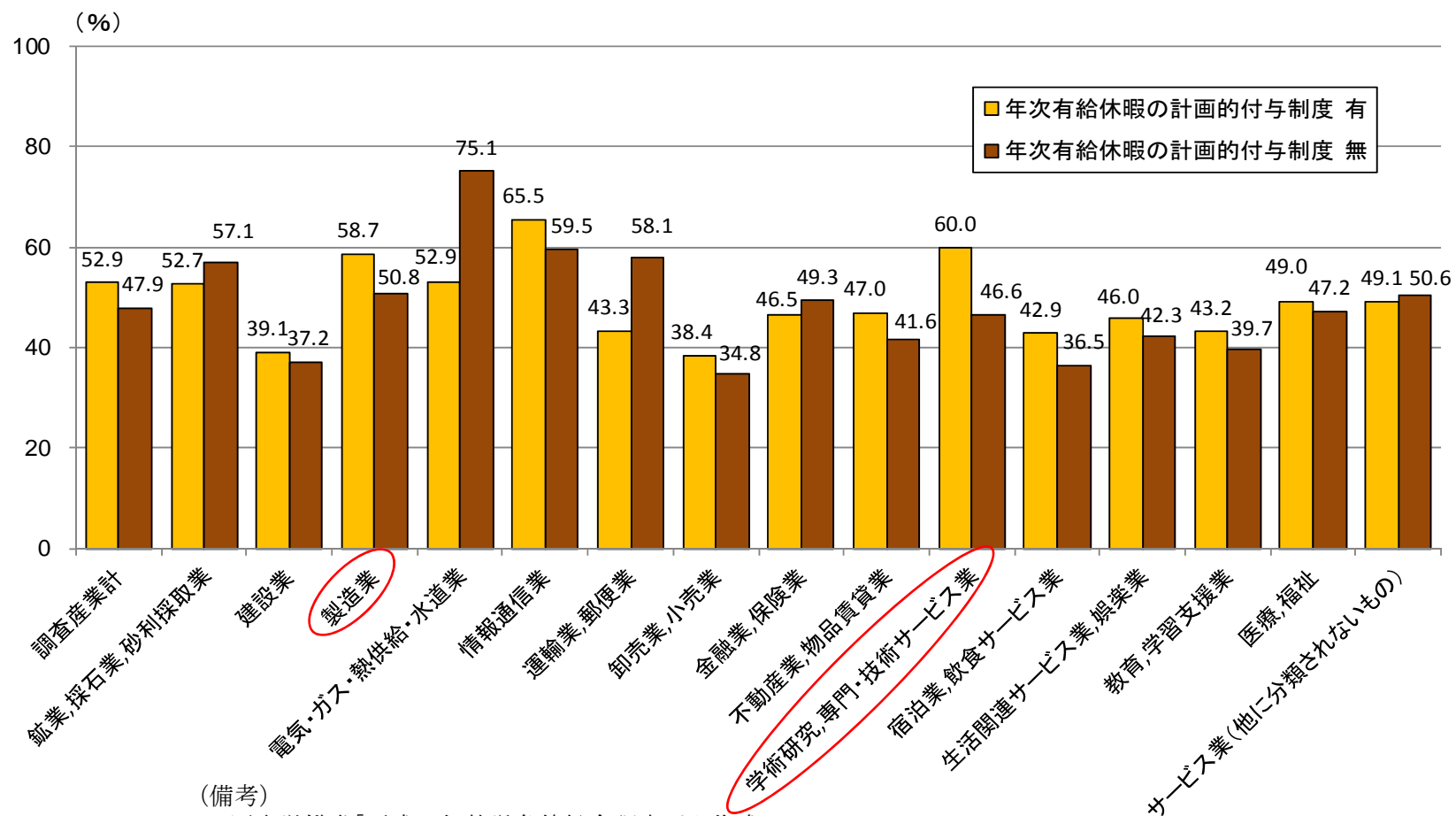
カエル! ジャパン

Change! JPN 

# 年次有給休暇取得率(業種別、計画的付与制度の有無別)

- 計画的付与制度を有する企業の方がおおむね年次有給休暇取得率が高い。特に、学術研究、専門・技術サービス業と製造業では計画的付与制度がない企業との差が大きくなっている。

## ●年次有給休暇取得率(業種別、計画的付与制度の有無別)



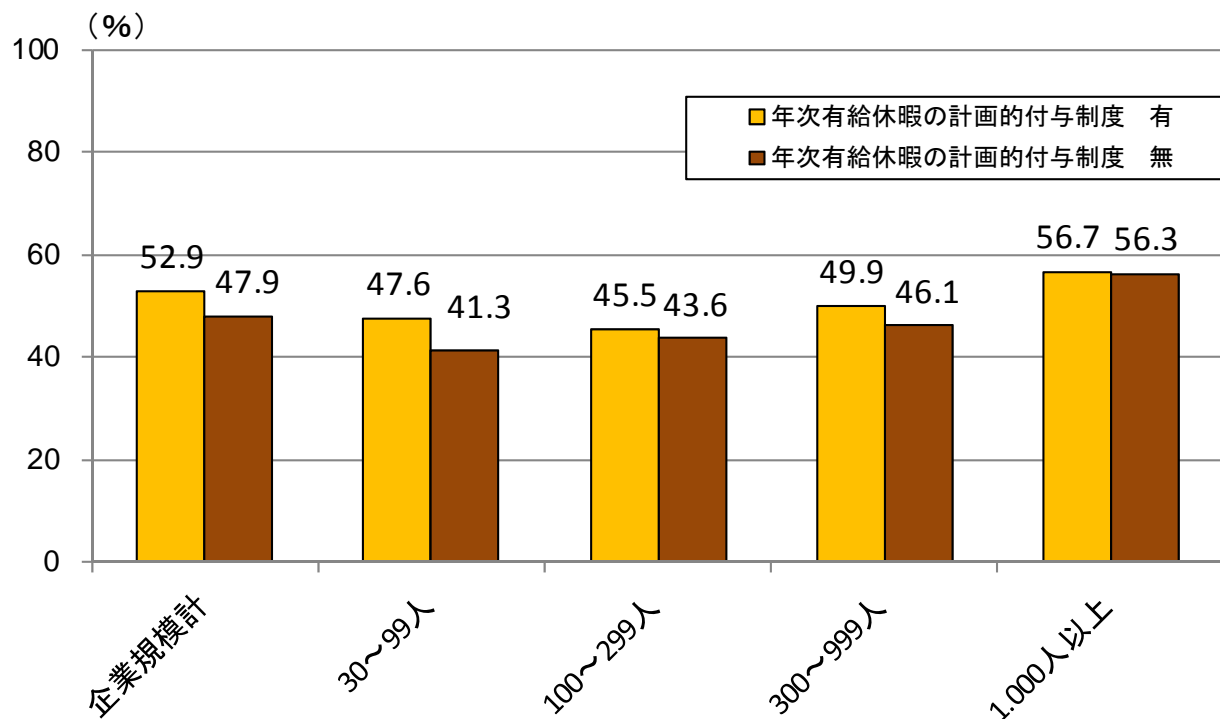
(備考)

1. 厚生労働省「平成24年就労条件総合調査」より作成。
2. 調査対象は、常用労働者が30人以上の民間企業。

# 年次有給休暇取得率(企業規模別、計画的付与制度の有無別)

○ いずれの企業規模においても、計画的付与制度を有する企業の取得率が高くなっている。特に、30～99人規模において付与制度の有無による取得率の差が大きい。

## ● 年次有給休暇取得率(企業規模別、計画的付与制度の有無別)



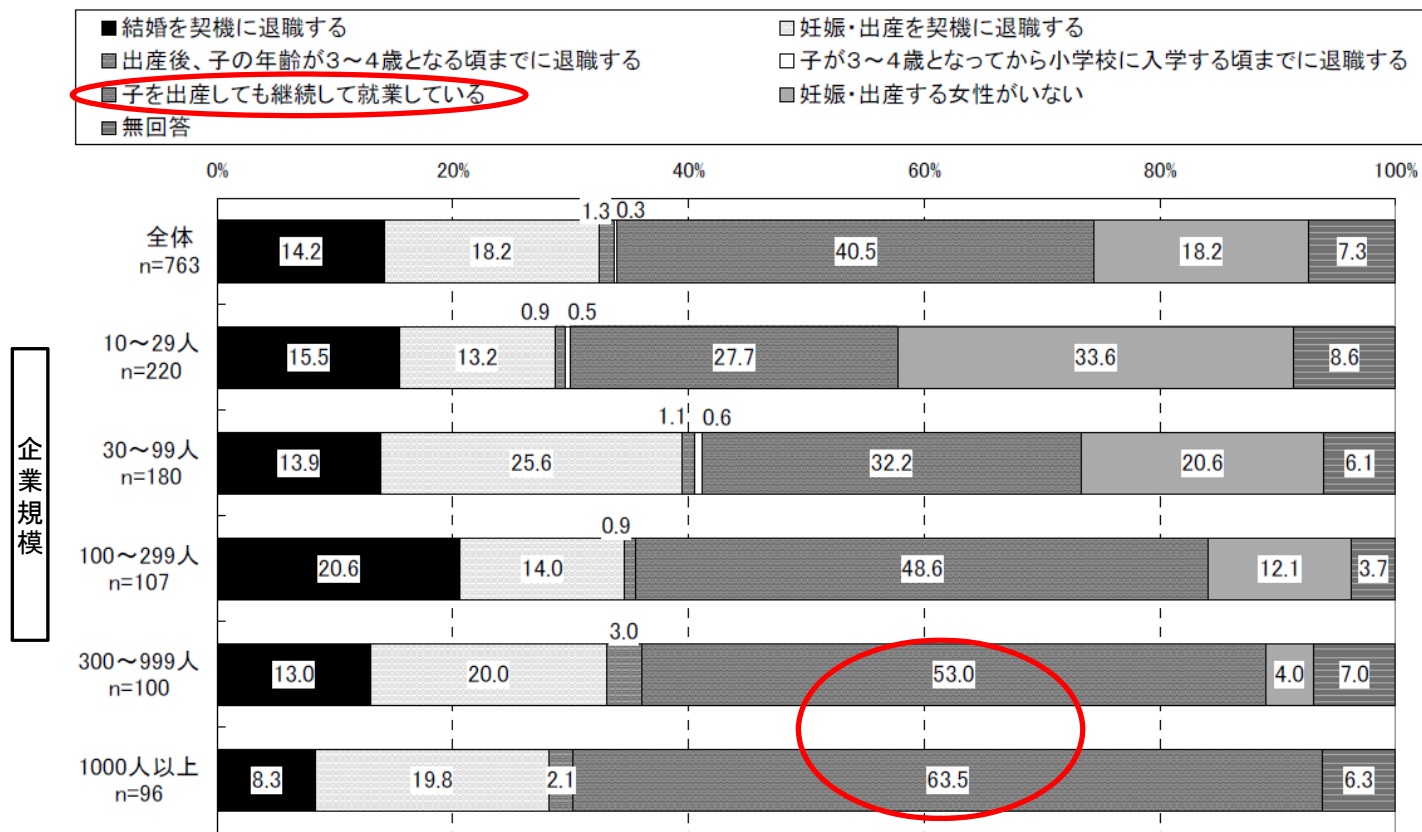
(備考)

1. 厚生労働省「平成24年就労条件総合調査」より作成。
2. 調査対象は、常用労働者が30人以上の民間企業。

# 女性の就業継続率(企業規模別)

- 会社全体でみた場合に女性正社員の働き方として多いパターンを企業にたずねたところ、企業規模が大きいほど、「子を出産しても継続して就業している」パターンが多いとする割合が高い。

## ●女性正社員の働き方で多いパターン(企業調査)



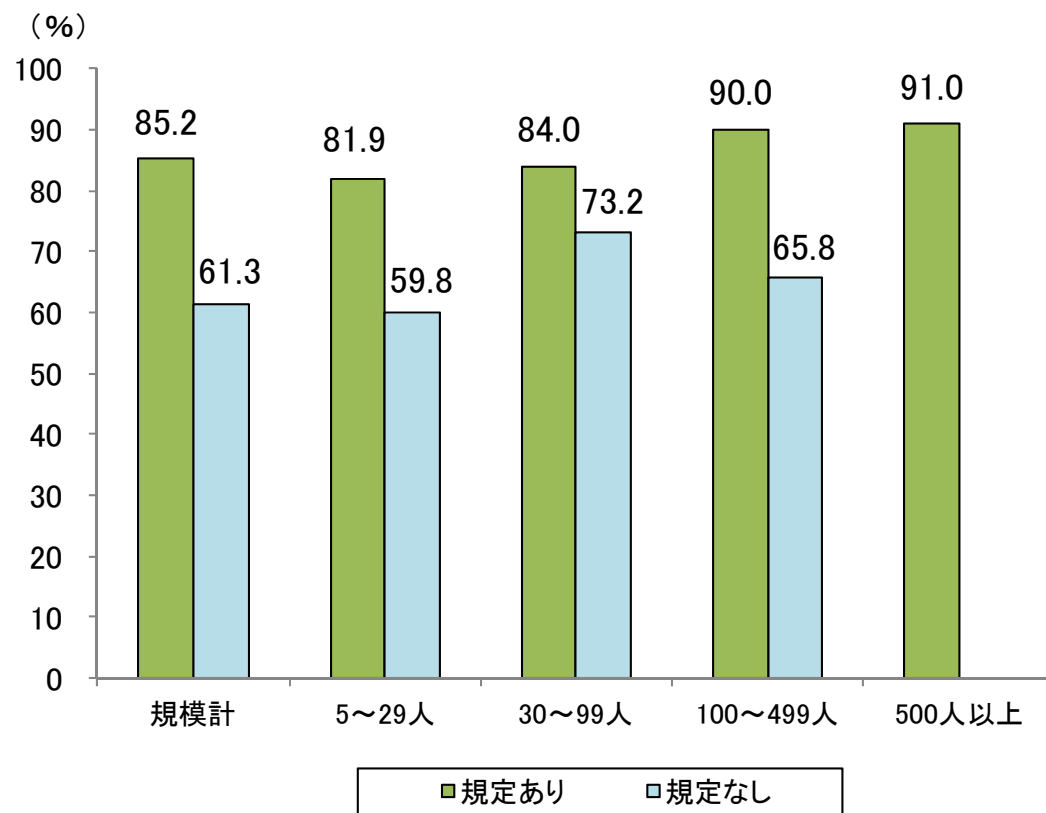
(備考)

今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査(平成20年5月(株)ニッセイ基礎研究所。厚生労働省委託事業。)より

# 育児休業取得者の割合(規定の有無別)

○ 育児休業制度の規定がある事業所における育児休業取得者の割合が高い。

## ● 育児休業制度の規定の有無別育児休業取得者(女性)割合(事業所規模別)



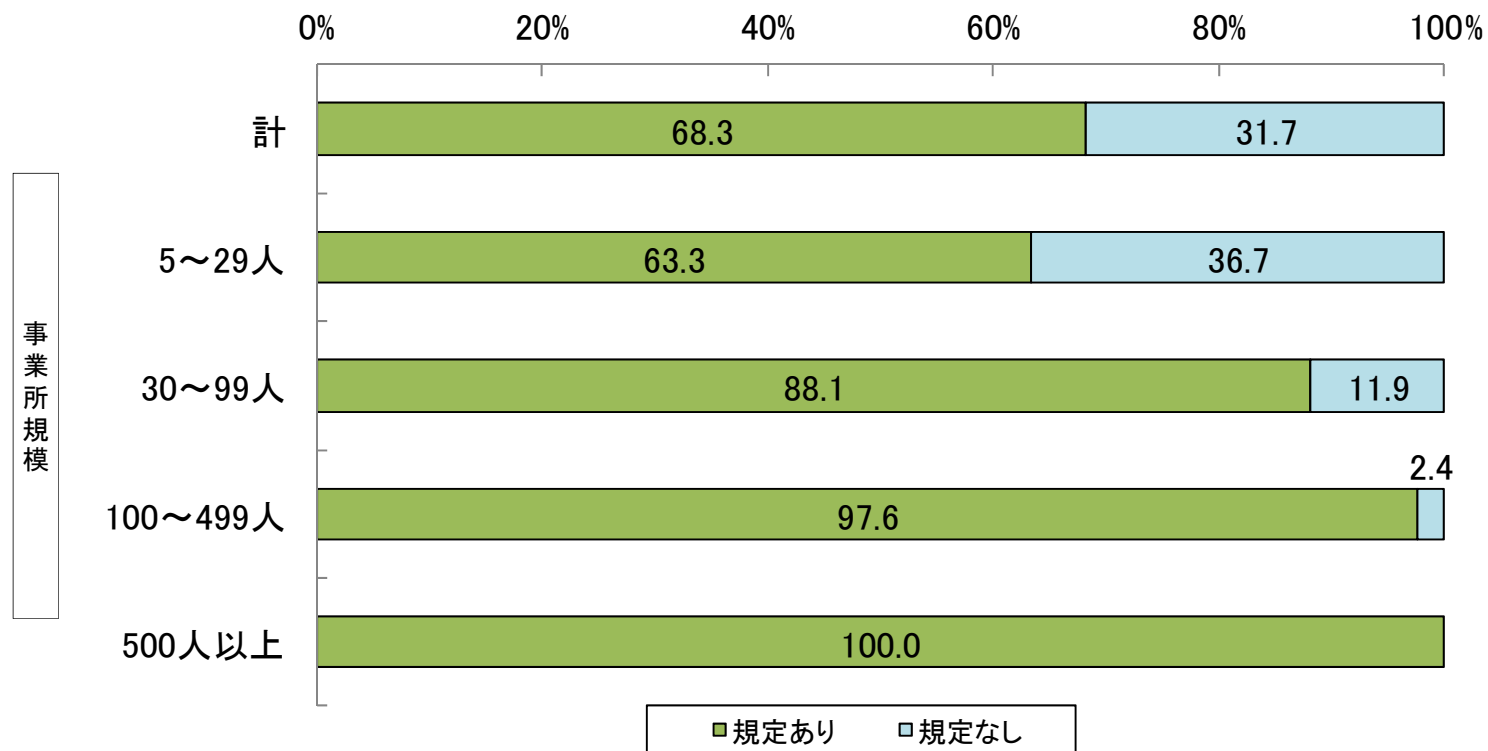
(備考)

1. 厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成。
2. 500人以上の「育児休業規定の規定なし」事業所はなし。

# (参考)育児休業制度の規定状況

○ 事業所規模が大きいほど、育児休業制度の規定がある事業所割合が高い。

## ● 育児休業制度の規定状況(事業所規模別)

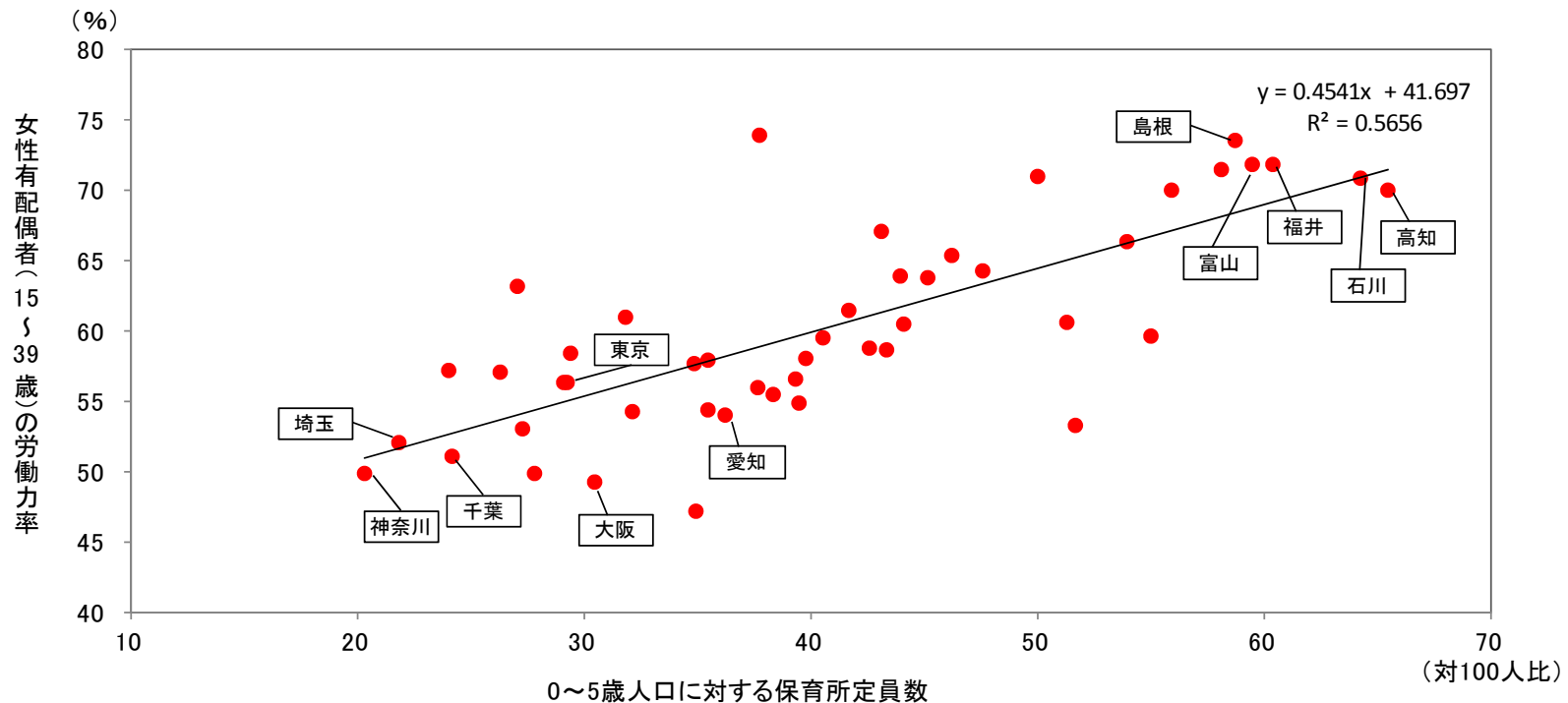


(備考)  
厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」より作成。

# 女性の労働力率(保育所定員数との関係)

○ 0～5歳人口に対する保育所定員数と、女性有配偶者の労働力率の間には、正の相関関係が見られる。

## ● 都道府県別の女性の労働力率と保育所定員数の関係



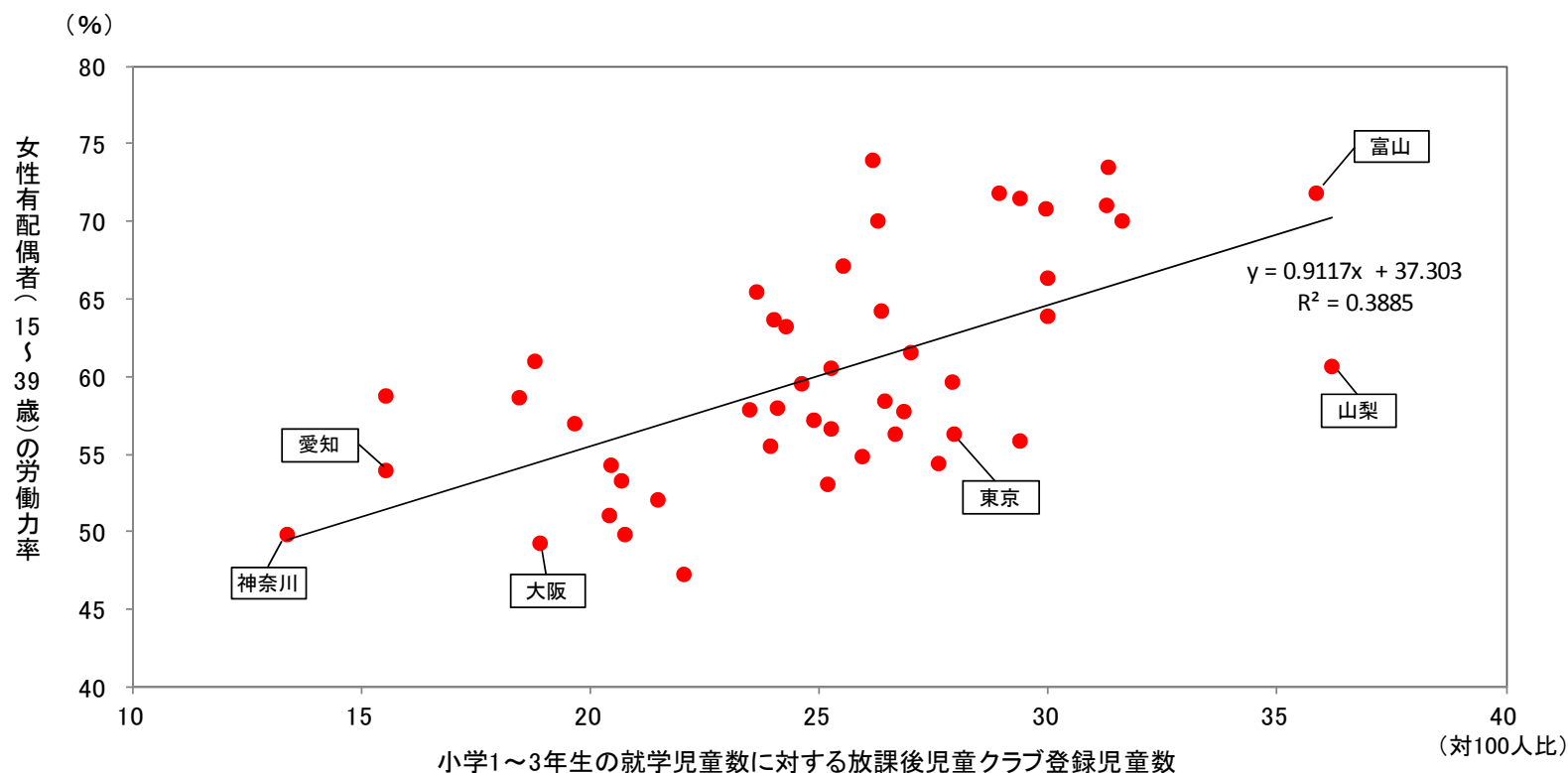
(備考)

1. 都道府県別の女性有配偶者(15～39歳)の労働力率と都道府県別の就学0～5歳人口に対する保育所定員数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者(15～39歳)の労働力率は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
3. 0～5歳人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
4. 保育所定員数は、厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」による2010年4月1日現在の数値。

# 女性の労働力率(放課後児童クラブ登録児童数との関係)

○ 小学1～3年生の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数と、女性有配偶者の労働力率の間には、正の相関関係が見られる。

## ● 都道府県別の女性の労働力率と放課後児童クラブ登録児童数(小学1～3年生)の関係



(備考)

1. 都道府県別の女性有配偶者(15～39歳)の労働力率と小学1～3年生の都道府県別の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者(15～39歳)の労働力率は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
3. 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省育成環境課調査による2012年5月1日現在の数値。
4. 就学児童数は、文部科学省「平成24年度学校基本調査」による2012年5月1日現在の数値。

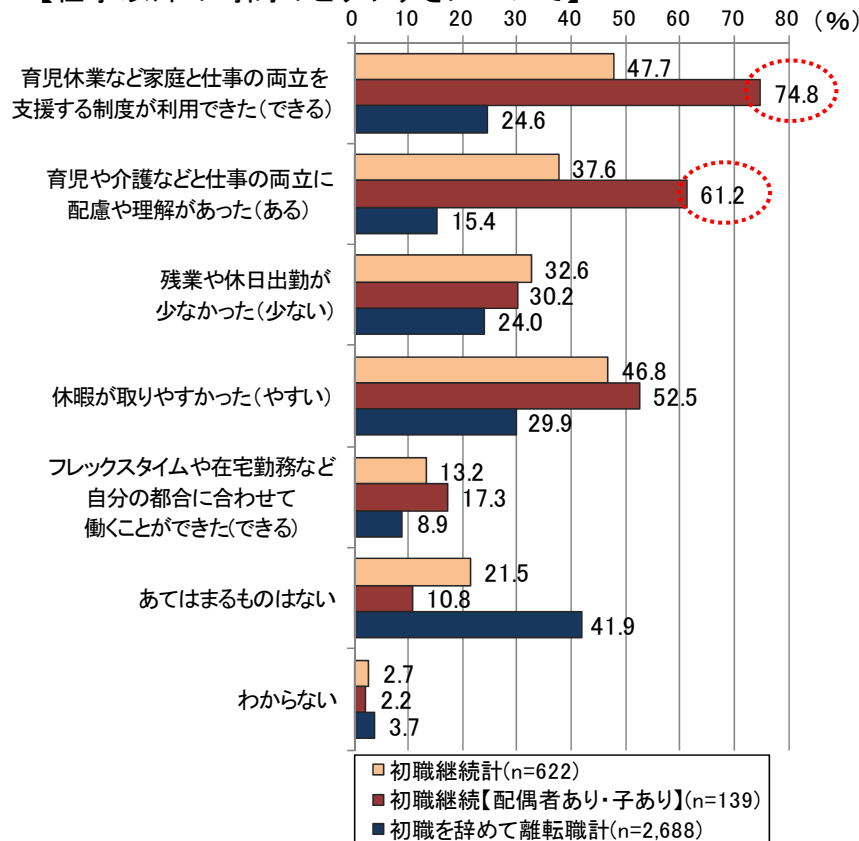


# 女性の就業継続(活躍できる職場環境との関係)

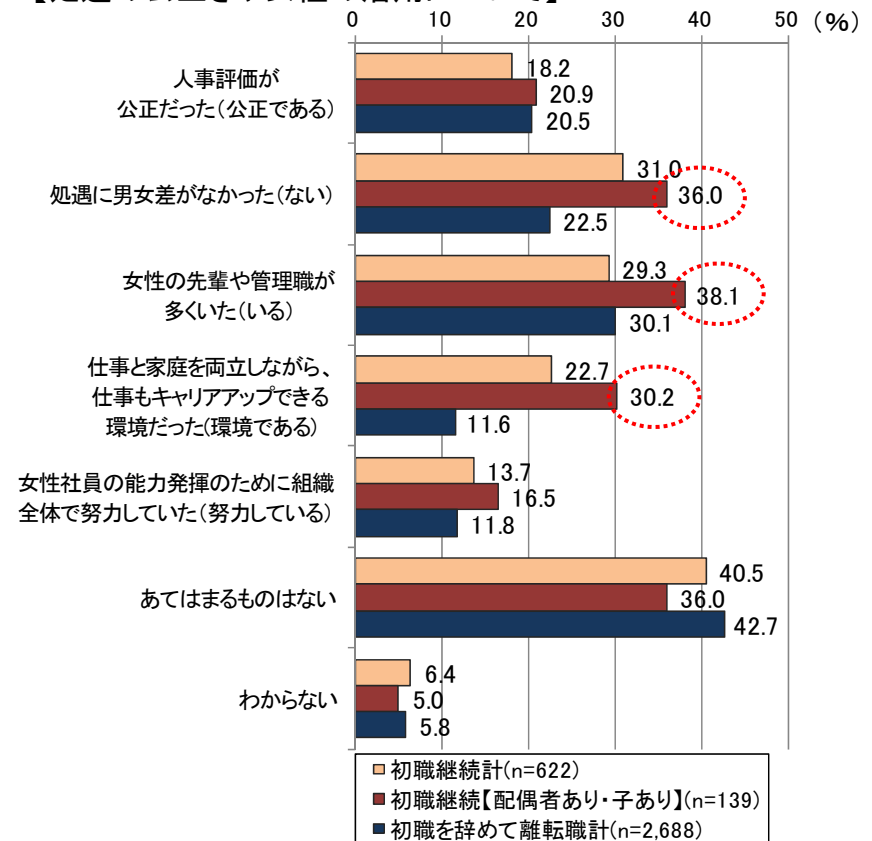
- 配偶者・子ありの初職継続者は、初職の勤め先の状況について、「育児休業など家庭と仕事の両立を支援する制度が利用できた(できる)」、「女性の先輩や管理職が多くいた(いる)」、「処遇に男女差がなかった(ない)」と回答した割合が、初職継続者全体に比べて高い。

## ● 初職からの離職状況別の初職の勤め先の状況 (複数回答) [25歳以上の女性 初職が正社員・正規職員]

【仕事以外の時間のとりやすさについて】



【処遇の公正さや女性の活用について】



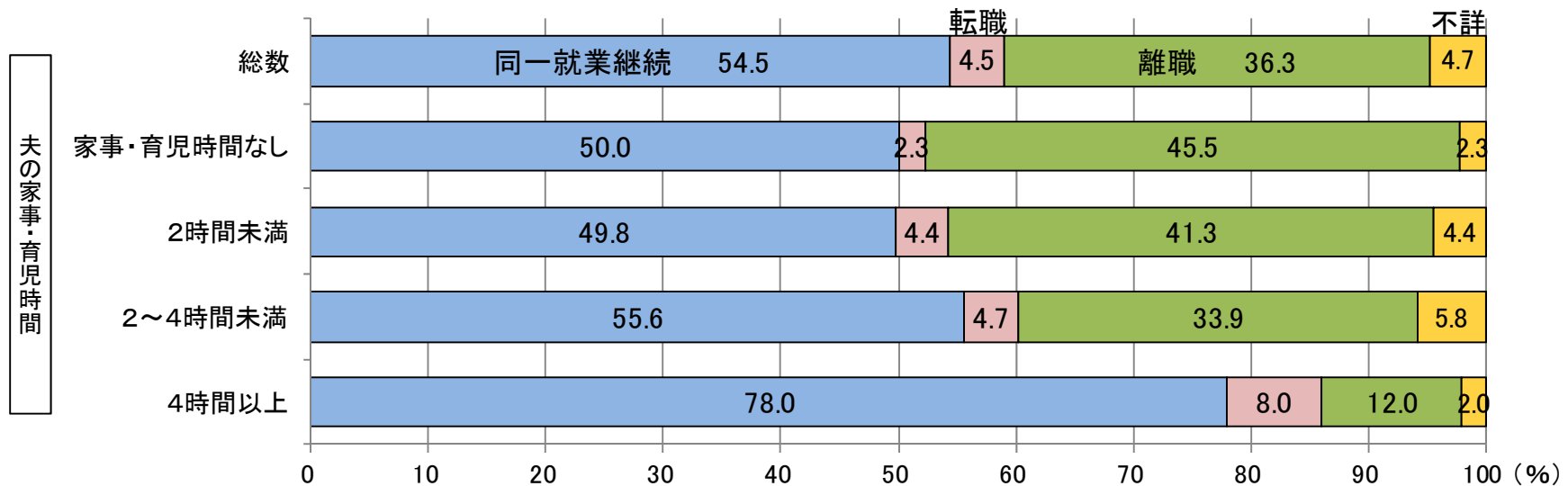
(備考)

内閣府「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査報告書(平成21年7月)」より。

# 女性の就業継続(夫の家事・育児時間との関係)

○ 夫の家事・育児時間が長い方が女性の就業継続の割合が高い。

## ●夫の家事・育児時間(平日)別妻の就業継続状況



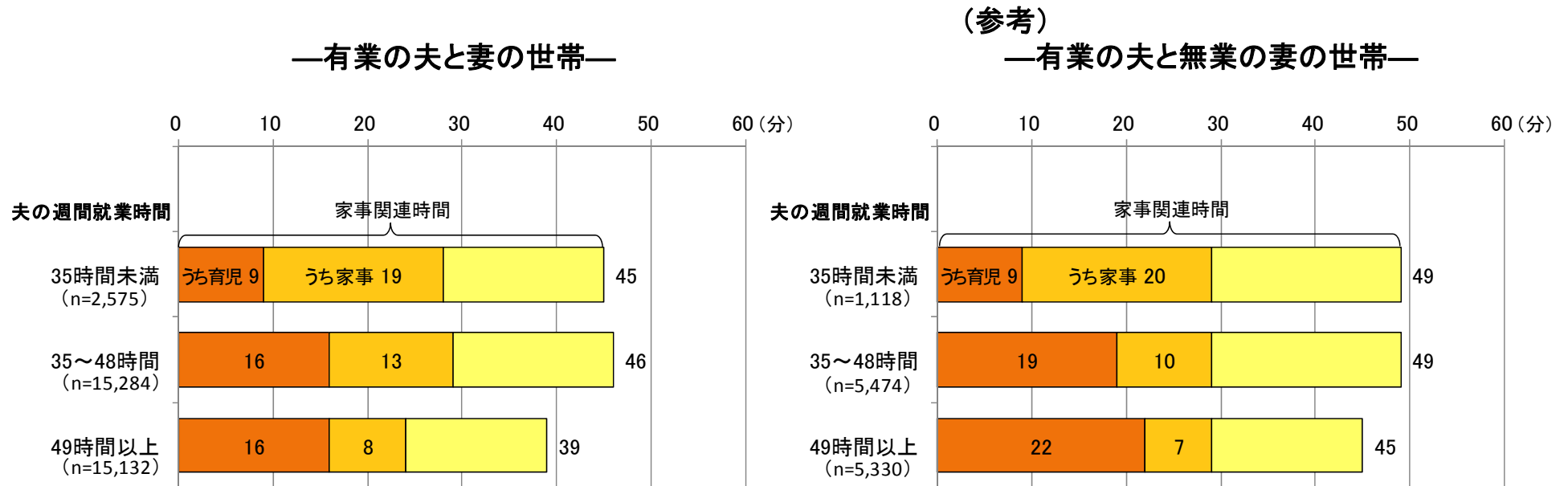
(備考)

1. 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」より作成。
2. 調査年は平成2011年。
3. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当するこの9年間に子どもが生まれた同居夫婦である。
  - ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
  - ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
  - ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者
4. 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
5. 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

# 男性の家事・育児関連時間(就業時間との関係)

- 妻が有業であるかにかかわらず、夫の就業時間が長いほど夫の「家事」時間は短くなり、育児時間は長くなる傾向。

## ● 夫の週間就業時間別にみた1日当たりの家事関連時間



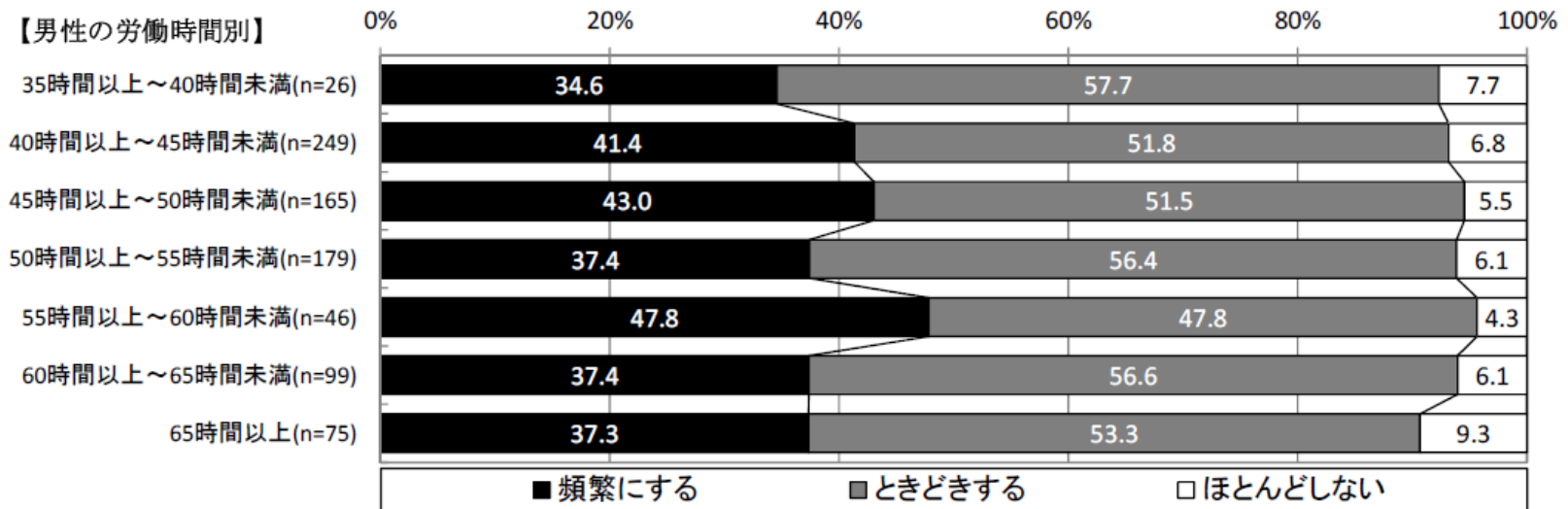
(備考)

- 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
- 数値は夫婦と子どもから成る世帯における有業の夫の1日当たりの家事関連時間(週全体)。  
 ※子どもは、年齢にかかわらず未婚の者が対象。  
 ※家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。

# 男性の子育ての頻度(就業時間との関係)

○ 男性の子育ての頻度は、労働時間別にみても顕著な差異は見られない。

## ● 既婚男性の労働時間別にみた子育ての頻度



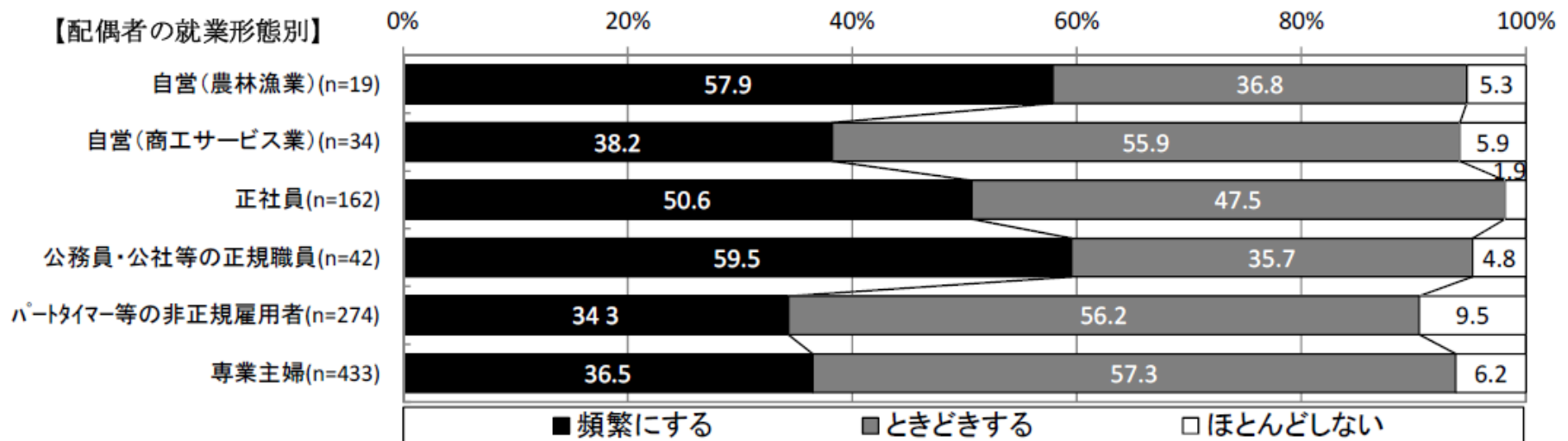
(備考)

1. 内閣府「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書(平成24年4月)より作成。
2. 高校生以下の子どもがいる既婚男性が対象。

# (参考)男性の子育ての頻度(配偶者の職業形態との関係)

- 配偶者が「公務員・公社等の正規職員」、「自営(農林漁業)」である男性は、子育てを「頻繁にする」割合が6割近い。一方、配偶者が「パートタイマー等の非正規雇用者」、「専業主婦」である男性の割合が3割台にとどまっている。

## ●配偶者の就業形態別にみた男性の子育ての頻度



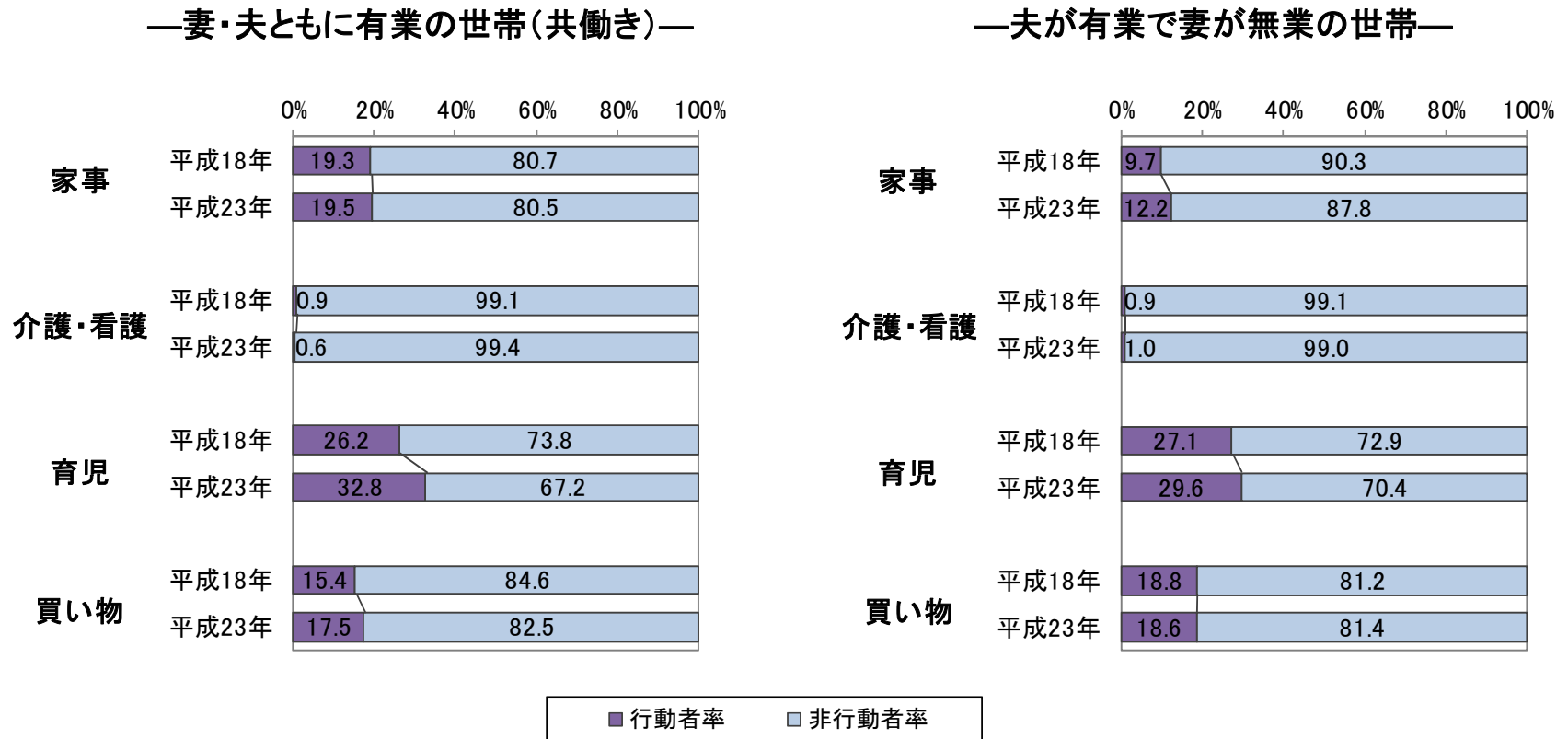
(備考)

1. 内閣府「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書(平成24年4月)より作成。
2. 高校生以下の子どもがいる既婚男性が対象。

# 男性の家事・育児関連時間(行動者率※)

○ 6歳未満の子どもをもつ夫の「家事」及び「育児」の行動者率は上昇しているが、共働き世帯でも、約8割が全く「家事」を行わず、約7割が全く「育児」を行っていない。

## ●6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連の行動者率



(備考)

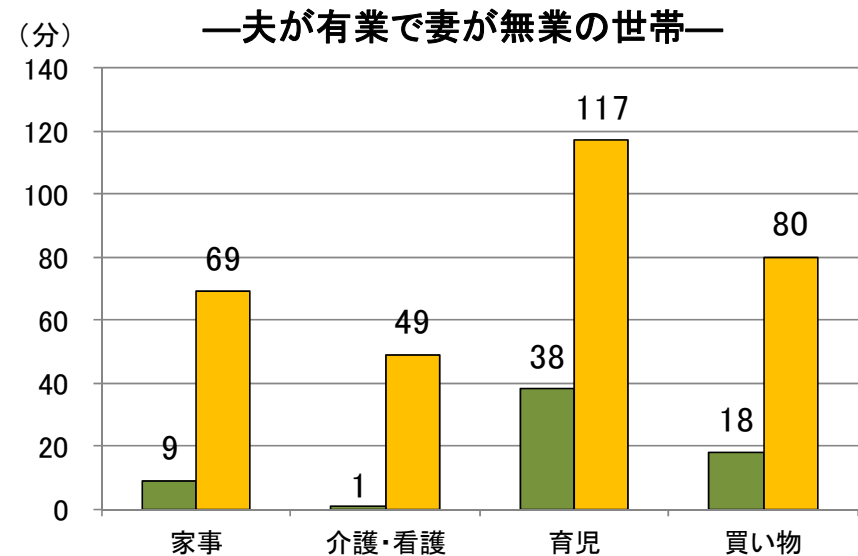
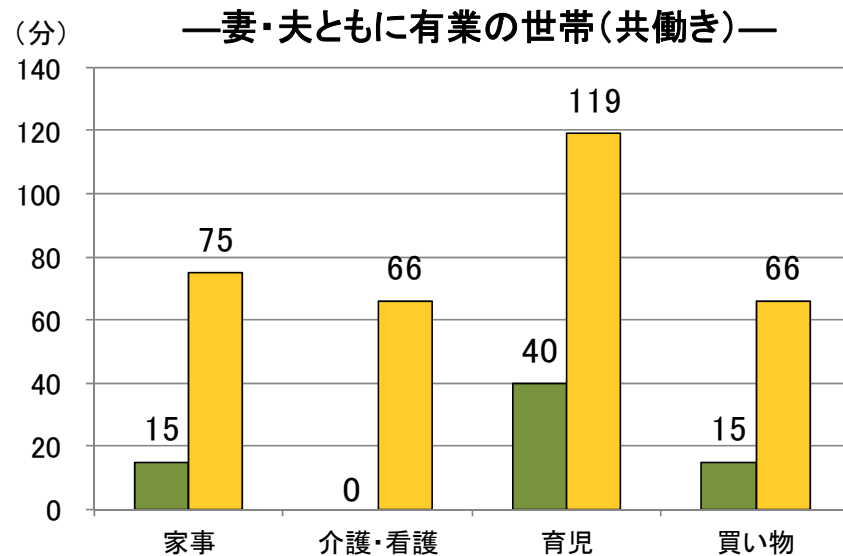
- 総務省「平成18年、23年社会生活基本調査」より作成。
- 数値は夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率(週全体)。  
 ※行動者率・・・該当する種類の行動をした人の割合(%)  
 ※非行動者率・・・100%－行動者率で算出している。

# 男性の家事・育児関連時間(行動者平均時間※)

- 6歳未満の子どもをもつ夫の「家事」及び「育児」の行動者の平均時間(1日当たり)は、「家事」で約70分、「育児」で約2時間であり、妻が無業の世帯に比べて共働きの世帯の方がやや長い。「買い物」は妻が無業の世帯の方が共働きの世帯に比べて長い。

## ●6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連時間

### —総平均時間と行動者平均時間—



■ 総平均時間    ■ 行動者平均時間

(備考)

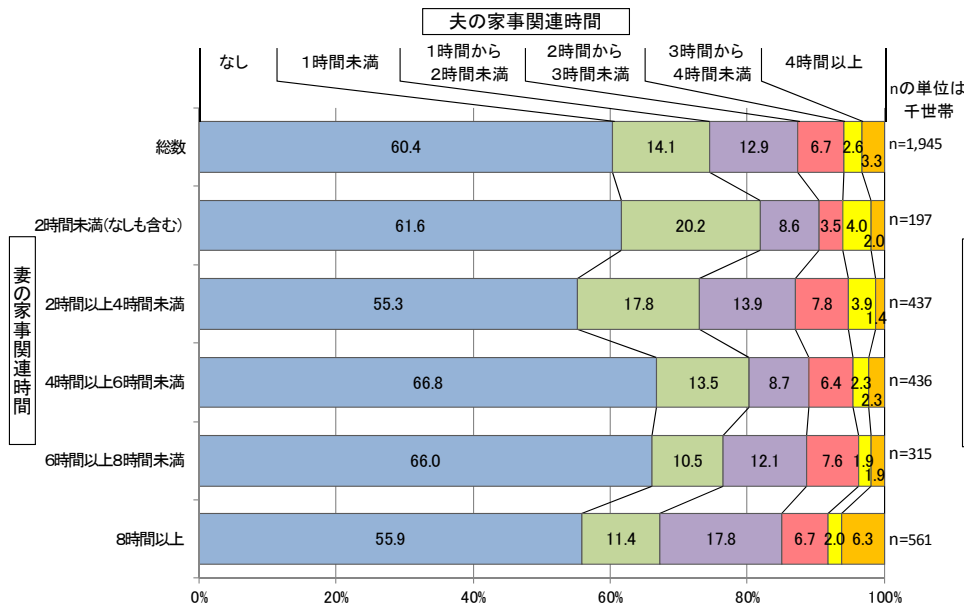
1. 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
2. 数値は夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の総平均時間と行動者平均時間(週全体)。  
 ※総平均時間・・・該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均時間  
 ※行動者平均時間・・・該当する種類の行動をした人のみについての平均時間

# 男性の家事・育児関連時間(世帯単位)

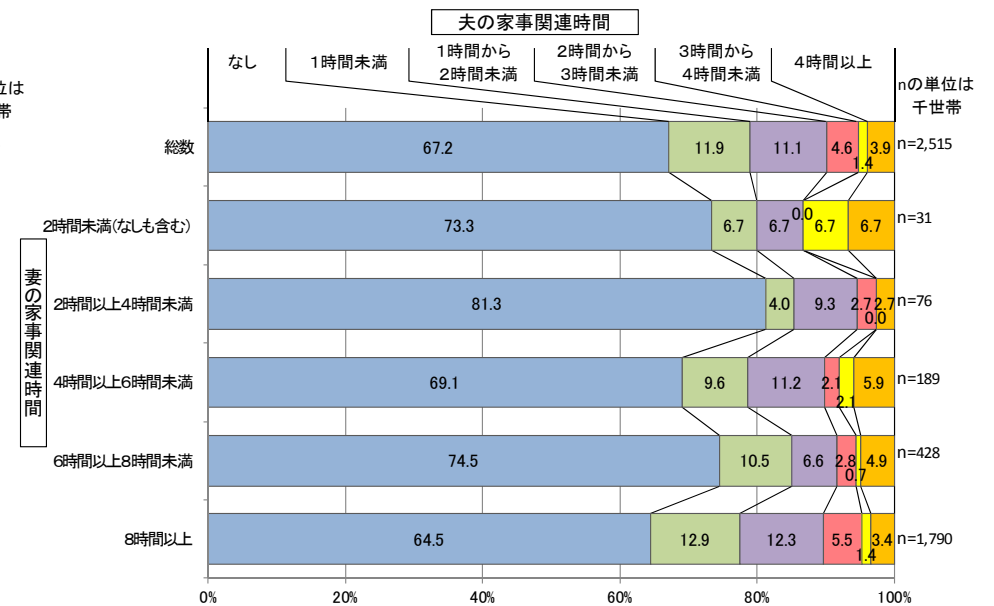
- 妻の家事関連時間にかかわらず、夫の半数以上が「家事関連時間なし」であり、その割合は、妻が無業である場合の方が高い。

## ● 世帯単位での家事関連時間のばらつき(平日)

—妻・夫ともに有業の世帯(共働き)—



—夫が有業で妻が無業の世帯—



(備考)

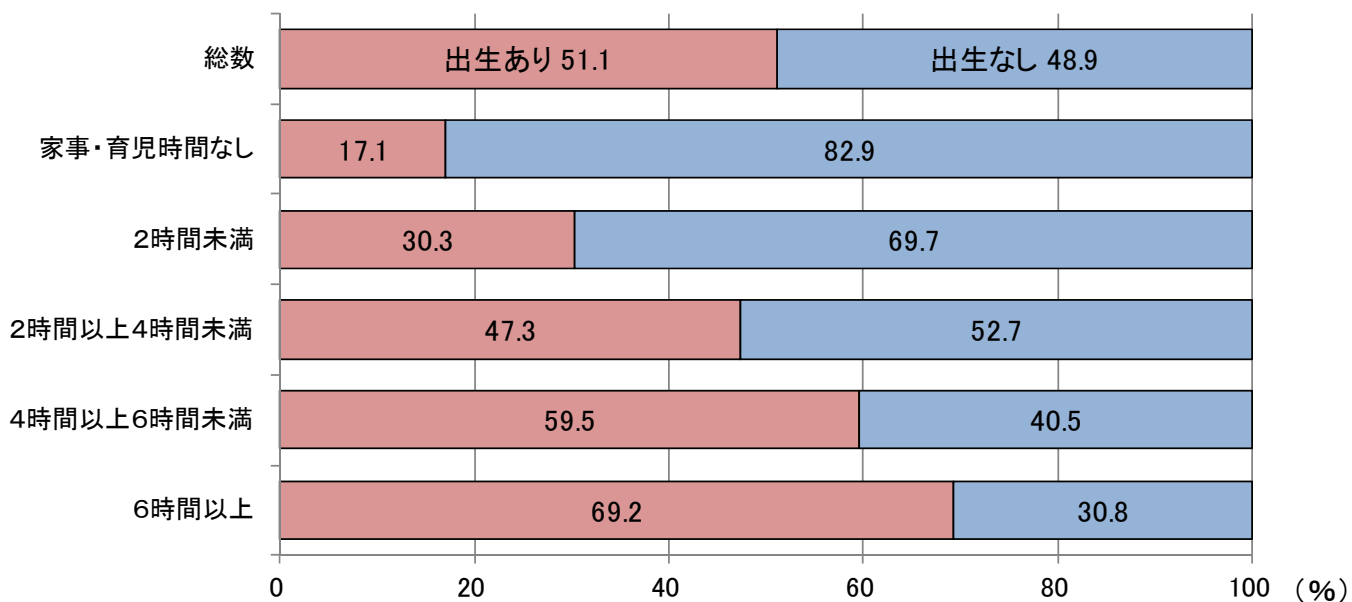
- 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
- 「夫婦と子供の世帯」、「夫婦、子供と両親の世帯」及び「夫婦、子供とひとり親の世帯」の合計をもとに算出。
- 6歳未満の子どもをもつ妻・夫の1日当たりの家事関連時間(平日)。  
※家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。



# 男性の家事・育児関連時間(第2子以降の生まれる割合との関係)

○ 夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。

## ●子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの9年間の第2子以降の出生の状況



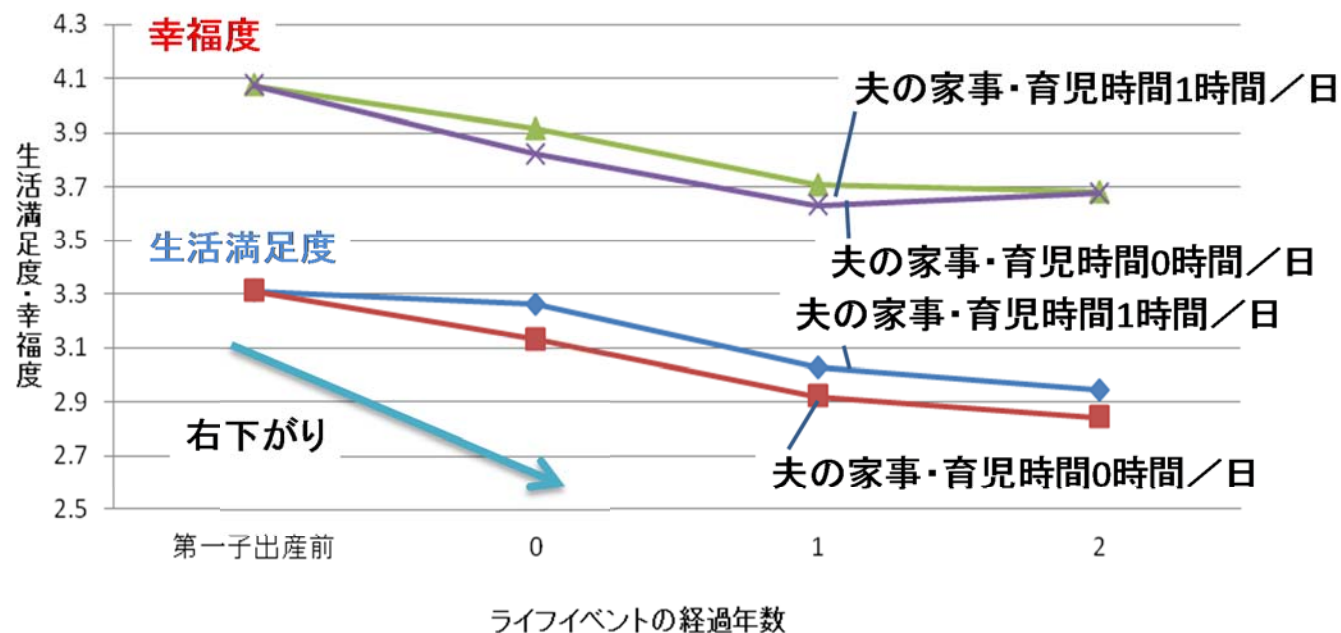
(備考)

1. 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」(調査期日:平成23年11月)より作成。
2. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
  - ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
  - ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
  - ③出生前調査時に、子ども1人以上ありの夫婦
3. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
4. 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
5. 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

## (参考)男性の家事・育児関連時間(女性の生活満足度・幸福度との関係)

- 第1子出産後、夫が1日に家事を行う時間が1時間でもあると、女性の満足度・幸福度は高くなる。

### ●第1子出産前後の女性の生活満足度・幸福度の変化 夫の家事・育児時間による違い(シミュレーション)



(備考)

1. 「消費生活に関するパネル調査」(1993-2007)より、樋口美雄氏作成。
2. 生活満足度・幸福度はどちらも1点から5点の範囲で、得点が高い方が満足であることを示す。

# (参考)ワーク・ライフ・バランス関連制度(出産意思決定との関連)

○ 女性の第2子出産の意思決定には、夫の勤務先の短時間勤務や半日・時間単位の休暇制度が影響を及ぼしている。

## ● 出産の意思決定状況(ワーク・ライフ・バランス関連制度の有無別)

被説明変数: 1=出産 : 0=それ以外		分析対象		分析対象		
		第1子出産の意思決定		第2子出産の意思決定		
説明変数		(A1)	(A2)	(A3)	(A4)	
妻の勤務先企業での 制度の有無ダミー	短時間勤務制度あり/利用経験あり	-0.248 (0.220)	-0.248 (0.220)	-0.028 (0.054)	-0.028 (0.054)	
	在宅勤務制度あり/利用経験あり			0.051 (0.082)	0.051 (0.082)	
	半日・時間単位の休暇制度あり/利用経験あり	0.151* (0.079)	0.151* (0.079)	0.004 (0.046)	0.004 (0.046)	
	長期リフレッシュ休暇制度あり/利用経験あり	-0.059 (0.214)	-0.059 (0.214)	0.027 (0.052)	0.027 (0.052)	
	移動の社内公募制度あり/利用経験あり	0.075 (0.225)	0.075 (0.226)	-0.035 (0.051)	-0.035 (0.051)	
	育児や介護等で退職した者の再雇用制度あり/利用経験あり	0.302* (0.169)	0.302* (0.169)	0.049 (0.044)	0.049 (0.044)	
	非正社員から正社員への転換制度あり/利用経験あり	-0.223 (0.168)	-0.223 (0.168)	0.029 (0.039)	0.029 (0.039)	
	夫の勤務先企業での 制度の有無ダミー	短時間勤務制度あり/利用経験あり	0.113 (0.083)	0.113 (0.083)	0.055* (0.034)	0.055* (0.034)
	在宅勤務制度あり/利用経験あり			0.054* (0.029)	0.054* (0.029)	
	半日・時間単位の休暇制度あり/利用経験あり	-0.003 (0.058)	-0.003 (0.058)	0.027 (0.034)	0.027 (0.034)	
長期リフレッシュ休暇制度あり/利用経験あり	0.076 (0.092)	0.076 (0.092)	-0.044 (0.038)	-0.044 (0.038)		
移動の社内公募制度あり/利用経験あり	-0.264* (0.146)	-0.264* (0.146)	-0.056 (0.043)	-0.056 (0.043)		
育児や介護等で退職した者の再雇用制度あり/利用経験あり	0.275** (0.127)	0.275** (0.127)	-0.053* (0.029)	-0.053* (0.029)		
非正社員から正社員への転換制度あり/利用経験あり	0.035 (0.053)	0.035 (0.053)				
その他の説明変数		Yes	Yes	Yes	Yes	
推計手法		Pooled Probit	RE Probit	Pooled Probit	RE Probit	
対数尤度		-16.026	-16.026	-69.454	-69.454	
対数尤度比検定		0.499		0.498		
サンプルサイズ		307	307	581	581	

(備考)

1. 注1)\*\*\*、\*\*、\*はそれぞれ推定された係数が1%、5%、10%水準で有意であるのかを示す。

注2) 表中の値は限界効果を示している。

注3) ()内の値は標準誤差を示す。

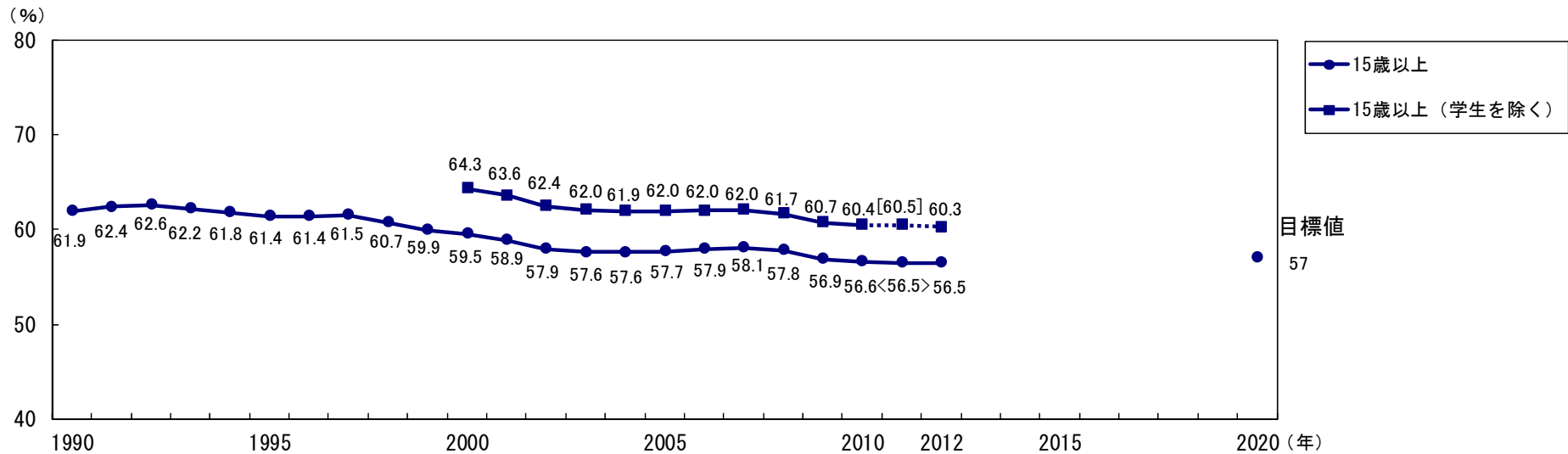
注4) その他の説明変数には妻の学歴ダミー、妻の年齢ダミー、妻・夫の就業形態ダミー、労働市場における総経験年数、妻・夫の年収、妻・夫の労働時間、都道府県別失業率、市郡規模ダミー、地域ブロックダミー、年次ダミーを使用している。

注5) 「慶應義塾家計パネル調査」(慶應義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科/京都大学経済研究所連携グローバルCOEプログラム)より樋口美雄氏推計。18

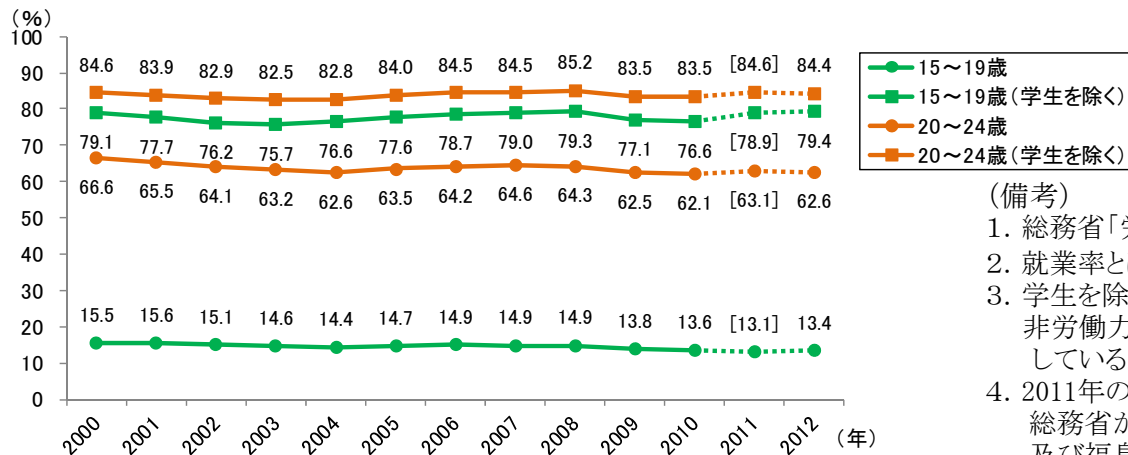
# 年代別の就業率の推移

- 学生を除く15歳以上の就業率は、学生を含む就業率より4ポイント程度高い水準で推移。また、学生を除く若年層の就業率は、15～19歳では70%台後半、20～24歳では80%前半で推移。

## ●就業率



## ●【参考】就業率(15～19歳、20～24歳)



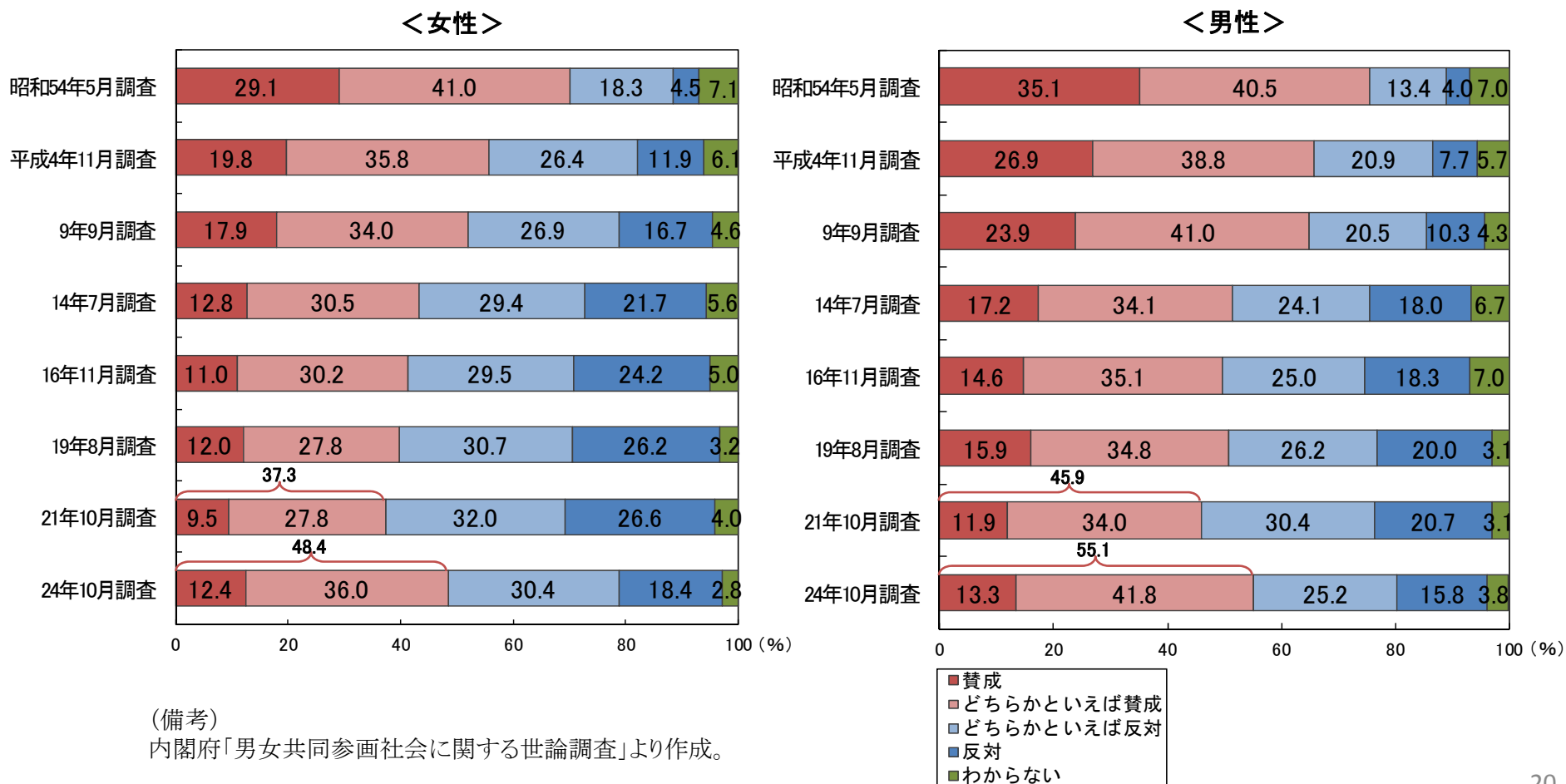
(備考)

1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
3. 学生を除く15歳以上、15～19歳、20～24歳の就業率は、非労働力人口の中の通学を除いた人口に占める就業者で算出している。
4. 2011年の<>内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値、[]内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

# (参考)女性の就業継続に関する意識①

- 「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方について、賛成の割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が、平成24年10月調査で初めて前回調査より増え、反対の割合（「反対」+「どちらかといえば反対」）を上回った。

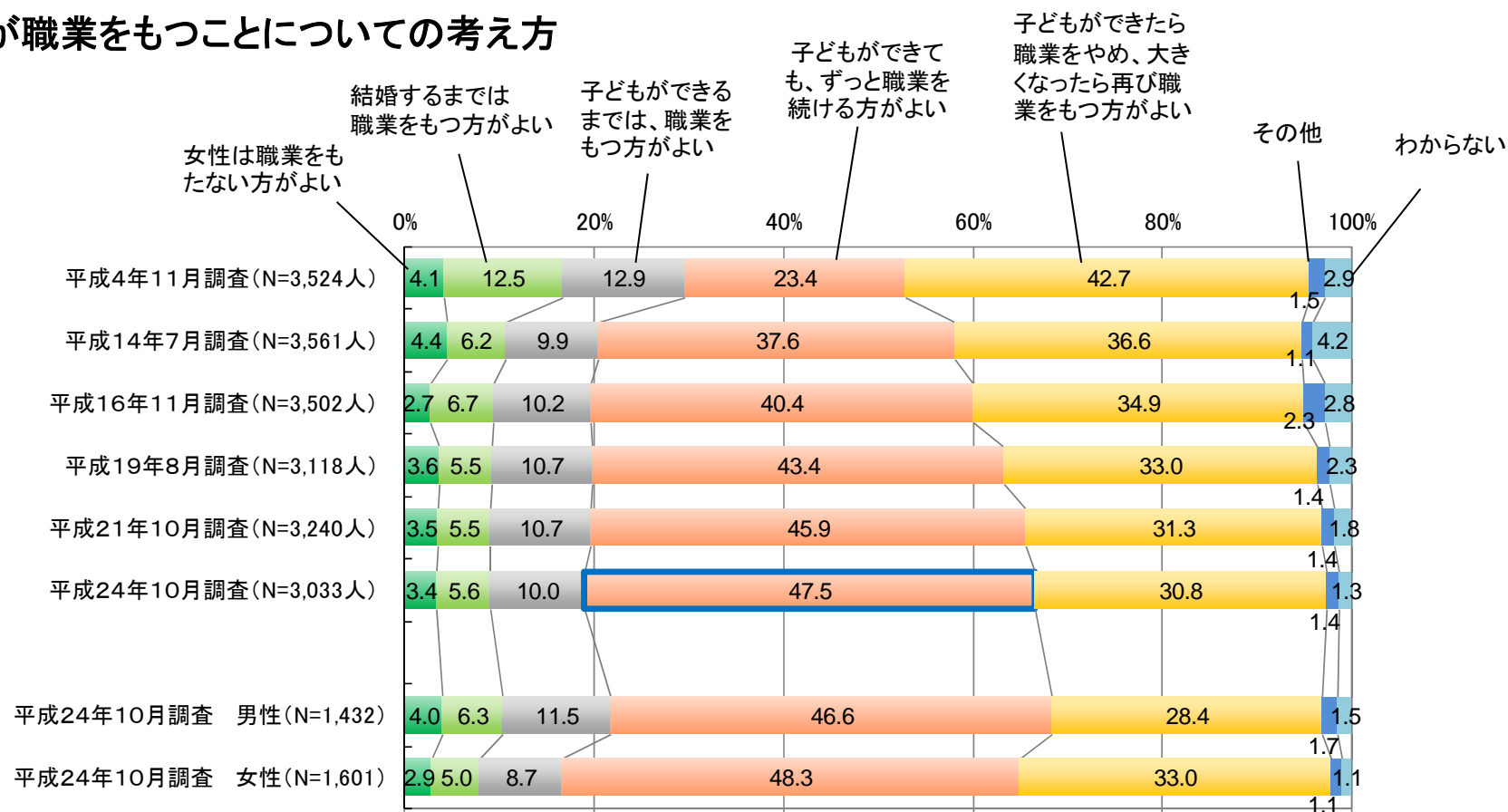
## ●夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



## (参考)女性の就業継続に関する意識②

- 女性が職業をもつことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合は、平成4年調査以降、上昇しており、平成24年調査では47.5%（男性46.6%、女性48.3%）である。

### ●女性が職業をもつことについての考え方



(備考)  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。